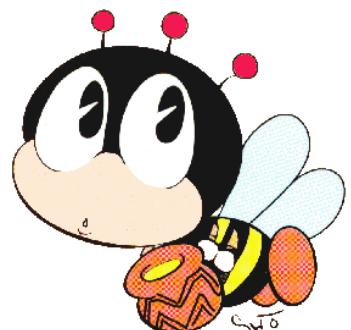


秦野市生涯学習推進計画案

【令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）】

秦野市・秦野市教育委員会



生涯学習マスコット
「マナビィ」

第1章 計画策定にあたって · · · · · · · · · 1

1 計画の趣旨	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 1
2 生涯学習の捉え方	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 3
3 計画の位置付け	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 4
4 計画の構成と期間	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 6

第2章 計画策定の背景と現況 · · · · · · · · 7

1 生涯学習の動向	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 7
2 社会的背景	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 13

第3章 基本構想 · · · · · · · · · · · · · 17

1 基本理念	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 18
2 施策の方針	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 19
3 施策の体系	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 21

第4章 基本計画 · · · · · · · · · · · · · 23

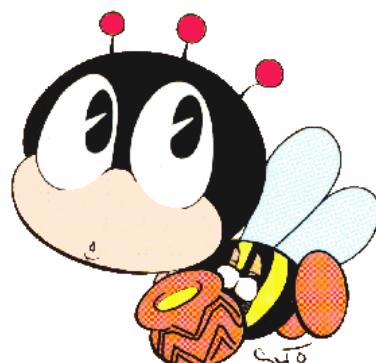
1 魅力ある地域学習の推進[重点施策]	· · · · · · · · · · · · · 23
(1) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実	24
(2) 地域づくりを担う人材育成の推進	25
(3) 地域における学習成果の活用の促進	25
(4) 地域資源に関する学習の推進	26
(5) 地域課題の解決に向けた学習への支援	26
(6) 学校・家庭・地域の連携強化	27

2 多様な学習機会の提供	• • • • • • • •	28
(1) 生涯学習の拠点としての図書館の充実	• • • •	29
(2) 歴史や文化財に関する学習の推進	• • • •	29
(3) 文化・芸術に関する学習の推進	• • • •	30
(4) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進	•	30
3 現代的課題に関する学習機会の提供	• • • • •	31
(1) 環境との共生に関する学習の推進	• • • •	32
(2) 多文化共生に関する学習の推進	• • • •	32
(3) 人権・男女共同参画に関する学習の推進	• • •	33
(4) 高度情報化社会に関する学習の推進	• • •	33
4 ライフステージに応じた学習機会の提供	• • • •	34
(1) 乳幼児期における学習の推進	• • • •	35
(2) 青少年期における学習の推進	• • • •	36
(3) 成人期における学習の推進	• • • •	36
(4) 高齢期における学習の推進	• • • •	37
5 学習環境づくりの推進	• • • • • • • •	38
(1) 情報発信の充実	• • • • • • • •	38
(2) 施設の有効的な利活用と連携	• • • • • • •	39
6 推進体制の整備	• • • • • • • •	40
(1) 市民と行政の協働の推進	• • • • • • •	40

(注)

本文中、※印のついている語句については、 **用語解説** を参照してください。

故石ノ森章太郎さんデザインの生涯学習のマスコットです。「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ「マナビイ」と名づけられました。学ぶことが好きな「マナビイ」には「学」という字のように触角が3本あります。



マナビイ

1 計画の趣旨

本市では平成9年3月に「秦野市生涯学習推進計画」、そして、平成23年3月に「第2次秦野市生涯学習推進計画」、平成28年3月には「第3次秦野市生涯学習推進計画」を策定しました。また、「秦野市総合計画(HADANO2020プラン)」においても文化・教育関係の目標として「豊かな感性をはぐくみ笑顔あふれるまちづくり」を掲げ、市民一人ひとりが生涯学習に取り組み、幸せな生き方や豊かな社会を構築できる施策を推進してきました。

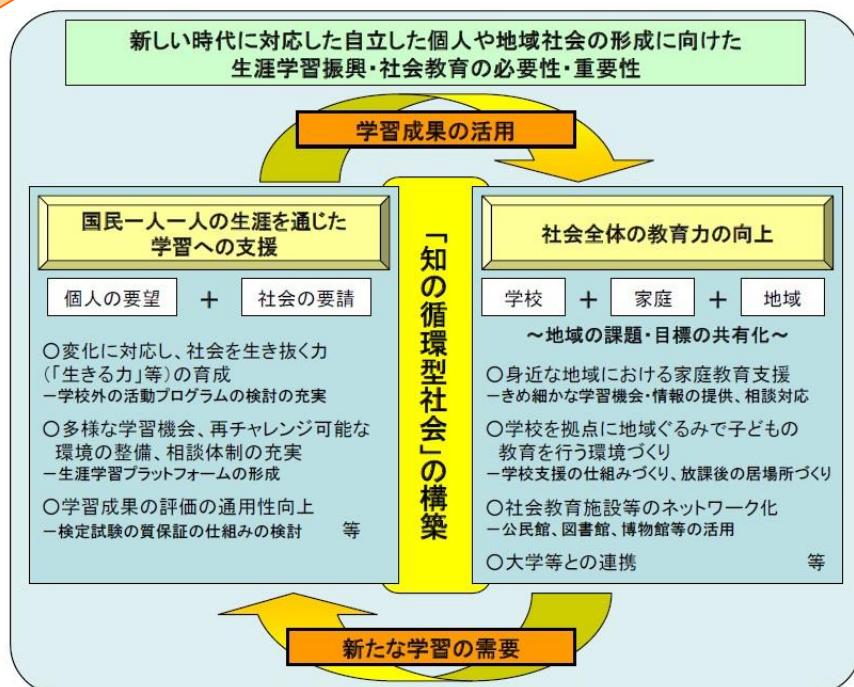
しかし近年、人口減少、少子・超高齢社会の進行、ひとり親など家庭環境の多様化、また、地域における地縁的なつながりや人間関係の希薄化、貧困やいじめなどにより、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。さらに、人生100年時代、超スマート社会といった新たな時代の到来、持続可能な開発目標（SDGs）の実現を目指すという背景から、年齢や性別、環境によらず、誰もが生きがいを持ち、学び続けることができる機会を提供することが求められています。

今後、より複雑化する環境と向き合いながら、市民一人ひとりがより豊かな人生を送ることができるようするために、学びを通じて個々の能力を維持向上し続けることができるよう、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域で生かすことができる、生涯学習社会の実現が必要となります。

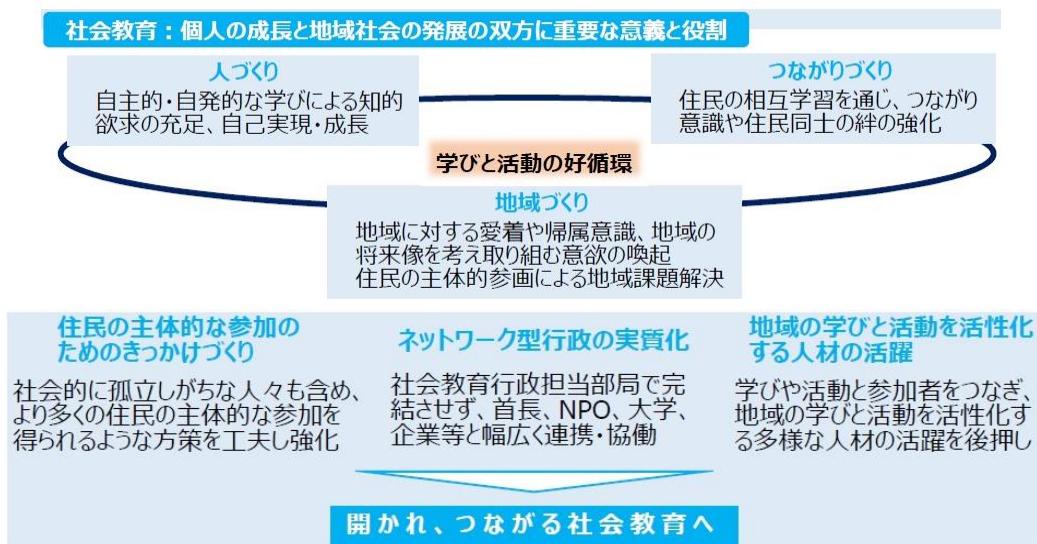
また、その学習成果を通して新たな学習需要を生み、社会全体の活力を持続させる「知の循環型社会」の構築を目指します。

これらの考えに基づき、市民の生涯学習活動をより一層総合的、計画的に推進するための指針として、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする「第4次生涯学習推進計画」を策定しました。

参 考



資料：「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」
(中央教育審議会平成20年2月答申)



資料：「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(中央教育審議会平成30年12月答申)



用語解説

生きる力・・・『知・徳・体』のバランスのとれた力。（学習指導要領より）

知…基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力。

徳…自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。

体…たくましく生きるための健康や体力。

2 生涯学習の捉え方

生涯学習とは

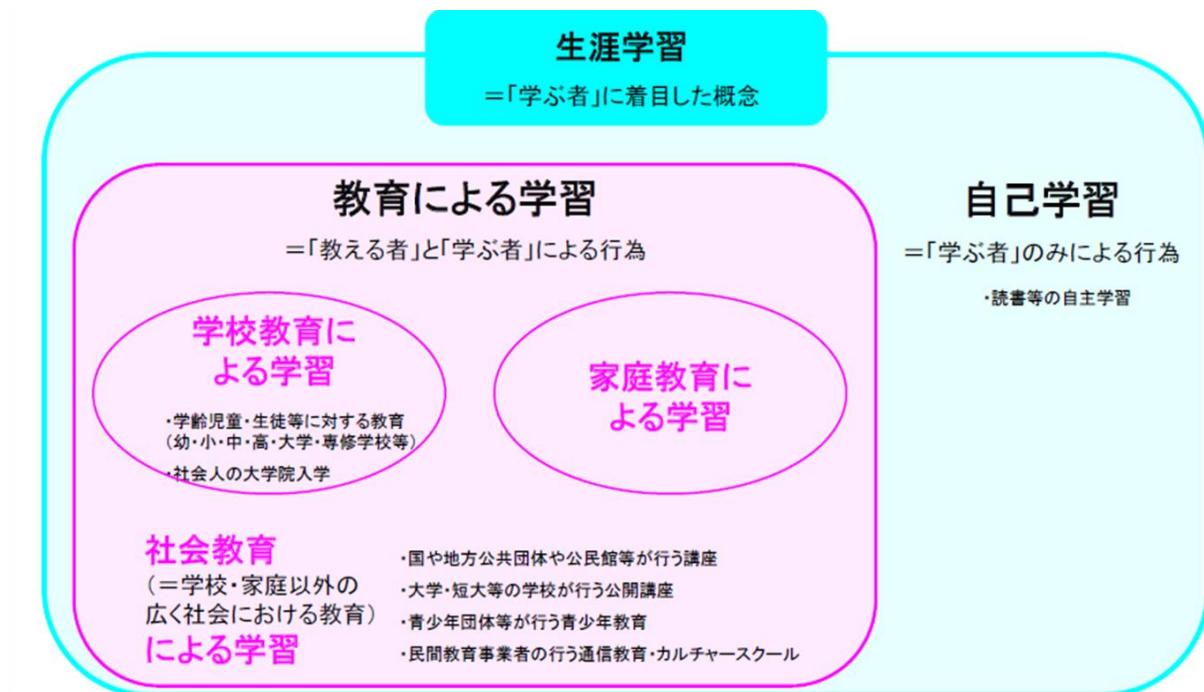
一人ひとりが、今よりもさらに豊かで幸せな生活ができるように、様々な場所や方法により、生涯にわたって自主的・自発的に学ぶ活動を「生涯学習」といいます。

その活動は、学校教育、家庭教育や社会教育などの、教える者と学ぶ者による学習だけでなく、健康増進などのスポーツ活動、趣味やレクリエーション活動、あるいは教養を身に付け、専門的知識をさらに深める文化活動、そしてボランティア活動などを行う者による自己学習までを対象として、生涯にわたって生活全般における様々な環境の中で展開されます。

これらの学習の成果は、自己の充実と自らの生活の質の向上だけでなく、地域社会と結びつくことにより、社会全体の豊かさの増大も期待することができます。

一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学び、その成果が適切に評価される「生涯学習社会」の実現が必要とされています。

生涯学習のイメージ図

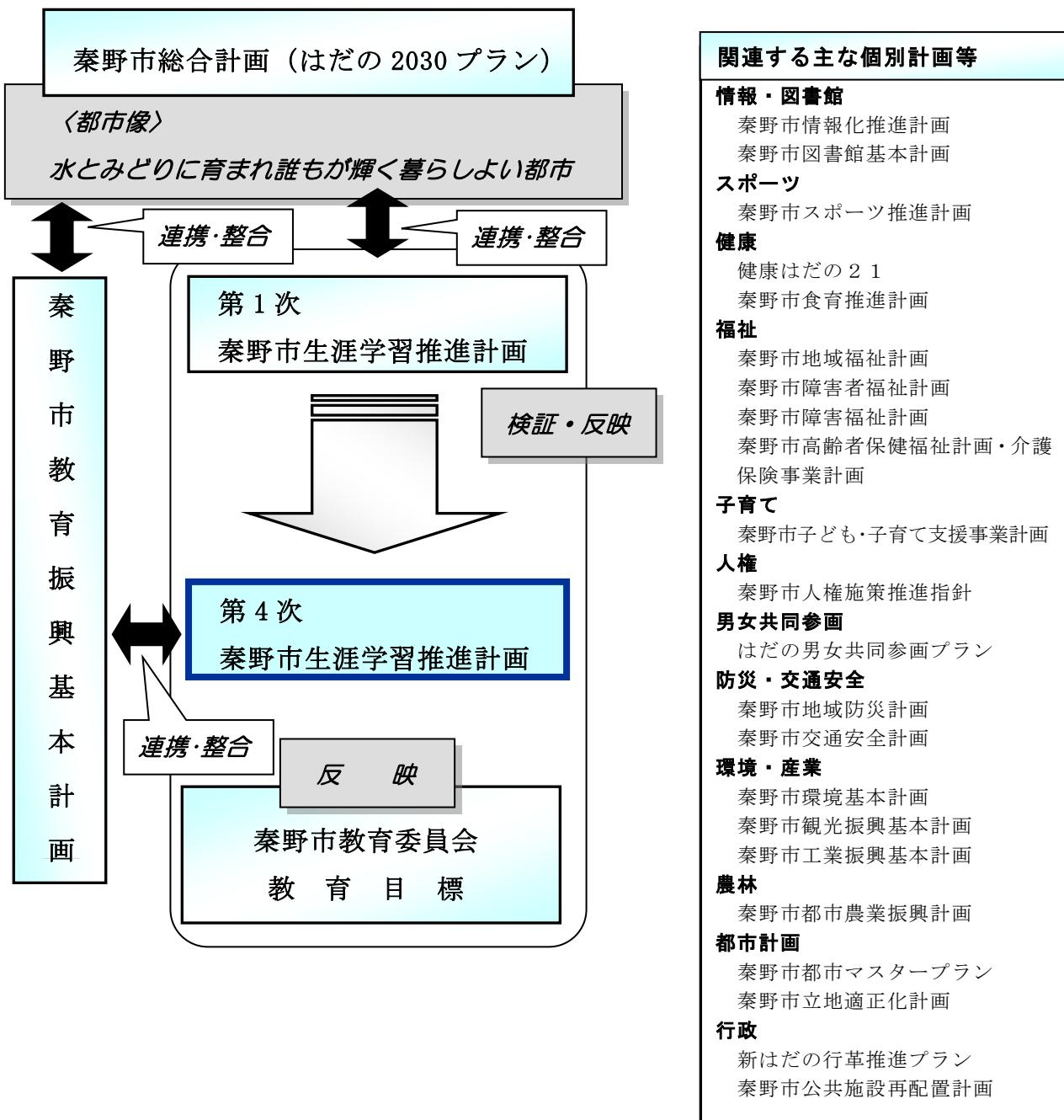


[出典]：文部科学省ホームページ：「平成23年11月：中央教育審議会生涯学習分科会(第60回)」資料

3 計画の位置付け

本市の都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしそうい都市」や「秦野市民憲章」、「秦野市教育委員会教育目標」を踏まえた計画づくりを行います。

そして、「秦野市総合計画(はだの2030プラン)」や「新秦野市教育振興基本計画」をはじめ、関連する他の計画との連携・整合を図り、生涯学習分野における個別計画として位置付けをします。



生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育基本法(平成18年12月改正)第3条に規定

秦野市民憲章

わたくしたち秦野市民は、丹沢の美しい自然のもとで、このまちの限りない発展に願いをこめ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。
- 1 きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。
- 1 健康ではたらき若さあふれるまち、それは私たちのねがいです。
- 1 市民のための豊かな文化、それは私たちののぞみです。
- 1 みんなの発言で住み良いまちを、それは私たちのちかいです。

昭和 44 年 10 月 1 日制定

秦野市教育委員会教育目標

秦野市教育委員会は、教育基本法に定める教育の目的及び理念を踏まえ、秦野市民憲章の精神に基づき、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた以下に掲げる人の育成、支援に努めます。

- ◎ 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- ◎ 人や自然との共生・共存を大切にする人
- ◎ 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- ◎ 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- ◎ 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

平成 21 年 3 月 27 日制定

4 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

基本構想

「市民の誰もが生涯にわたり学び、その成果を地域の中で生かすことができる社会を目指して」という基本理念とその実現を図るための施策の方針を示します。

基本計画

- ① 魅力ある地域学習の推進[重点施策]
- ② 多様な学習機会の提供
- ③ 現代的課題に関する学習機会の提供
- ④ ライフステージに応じた学習機会の提供
- ⑤ 学習環境づくりの推進
- ⑥ 推進体制の整備

の6つの基本施策に基づき施策の柱と主な取組みを示します。

(2) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

主な関連計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
総合計画	後期基本計画			新総合計画前期基本計画				
教育振興基本計画	はだのわくわく 教育プラン			新教育振興基本計画				
生涯学習推進計画	第3次 生涯学習推進計画			第4次生涯学習推進計画				

1 生涯学習の動向

生涯学習・生涯教育という考え方は、昭和40年にユネスコ※の成人教育推進国際委員会でポール・ラングランにより「生涯にわたって学習に取り組み、自己実現を図ることが大切である」と初めて提唱されてから、学校教育だけでなく様々な教育活動と、自主的・自発的な個人の学習を含むものとして国際的に普及し、人々の生き方や価値観に大きな影響を与えてきました。

わが国では、昭和56年に中央教育審議会の答申により生涯学習の考え方が示されて以降、平成2年に生涯学習に関する初めての関連法として「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され、平成4年の生涯学習審議会の答申などを経て、生涯学習の振興方策が定められました。

その後、平成18年の教育基本法の改正によって生涯学習の理念が定めされました。そして、平成20年の社会教育法改正など諸規定の整備が行われ、平成25年に第2期教育振興基本計画が閣議決定され、その中で、わが国では自立・協働・創造に向けた一人ひとりの主体的な学びが求められており、一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していくことが提起されました。

平成30年には第3期教育振興基本計画が策定され、第2期計画の自立・協働・創造の方向性を継承し、生涯学習分野では「生涯学び、活躍できる環境を整える」基本的な方針が示され、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進や、社会の持続的発展のための学びの推進などが提唱されています。



ユネスコ……国際連合の経済社会理事会の下におかれ、教育、科学、文化の発展と推進を目的として、
〔国際連合教育
科学文化機関〕 「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)に基づいて昭和21年(1946年)11月4日に設立された国際連合の専門機関。

世界では

昭和 40 年 (1965 年)	ユネスコ(国際連合教育科学文化機関) ・成人教育に関する会議において「生涯教育」の考え方を初めて提唱
昭和 48 年 (1973 年)	O E C D (経済協力開発機構) 「リカレント教育*－生涯学習のための戦略」報告書 ・報告書において、リカレント教育の必要性を提言
平成 21 年 (2009 年)	ユネスコ第 6 回国際成人教育会議 ・「行動のためのベレン・フレームワーク」を提言
平成 24 年 (2012 年)	O E C D 「日本再生のための政策」 ・成人の資質や能力を高めるとともに、学歴を重視した教育から、需要即応型生涯学習に移行することを提言
平成 27 年 (2015 年)	国連開発計画(U N D P) ・「国連ミレニアム宣言」で掲げられた、平成27年(2015年)までに達成するという期限付きの「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: M D G s)」に積み残された目標を達成し、誰も置き去りにしないことを確実にするため、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、「持続可能な開発目標(S D G s)」に、「包括的かつ公平な質の高い教育の保証と、万人のための生涯学習の機会の促進(S D G 4)」が目標として盛り込まれる。



リカレント教育・・・主に学校教育を終えた後の社会人が、必要に応じて、大学等の教育機関を利用して、繰り返し(Reccurent)受ける教育」を指す。

日本では

昭和 56 年 (1981 年)	中央教育審議会 ・「生涯教育について」の答申において、「生涯学習」の考え方を初めて提言
昭和 59 年 (1984 年) ～ 昭和 62 年 (1987 年)	臨時教育審議会 ・学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする、教育体系の総合的な再編成を図ることを提言
平成 2 年 (1990 年)	「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の制定 ・生涯学習に関する初めての関連法として制定
平成 4 年 (1992 年)	生涯学習審議会 ・「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」の答申において、リカレント教育やボランティア活動の推進、青少年の学校外活動や高齢化・環境問題などの現代的課題に関する学習機会の充実等を提言
平成 10 年 (1998 年)	生涯学習審議会 ・社会教育行政の今後の展開として、地方分権と住民参加の推進、ネットワーク型行政※の推進、学習支援サービスなど、多様化すべきことを提言
平成 13 年 (2001 年)	社会教育法の改正 ・家庭教育に関する学習機会、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の充実
平成 18 年 (2006 年)	教育基本法の改正 ・生涯学習に関する事項を新設し、生涯学習社会の実現について規定 ・「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」について規定
平成 20 年 (2008 年)	第 1 期教育振興基本計画を閣議決定 ・教育基本法に示された教育の理念に基づく、方向性と総合的・体系的・計画的な推進計画 社会教育法の改正 ・教育基本法の改正に伴う規定の整備 ・「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」について規定 図書館法の改正 ・「文部科学大臣は、図書館の健全な発展を図るために、図書館の設置及び運営上、好ましい基準を定め、これを公表するものとする」ことを新設 中央教育審議会 ・「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」を答申

平成 25 年 (2013 年)	第 2 期教育振興基本計画を閣議決定 ・主に学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視した「社会を生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く教育の方向性を明示 中央教育審議会(生涯学習分科会) ・生涯学習、社会教育の活性化に資する、国や地方公共団体等の取組みの指針として、今後の「社会教育行政等の推進の在り方」や「生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」について、議論を整理
平成 27 年 (2015 年)	中央教育審議会 ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を答申
平成 29 年 (2017 年)	社会教育法の改正 ・「地域学校協働活動」の推進について規定
平成 30 年 (2018 年)	第 3 期教育振興基本計画を閣議決定 ・「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すもの 中央教育審議会 ・中央教育審議会生涯学習分科会の下に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ」を設置 ・「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申
令和 2 年 (2020 年)	「社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令」の施行 ・「講習修了証書授与者が「社会教育士」と称することができる」と規定



用語解説

ネットワーク型行政・・・社会教育行政が中心となって、首長部局や学校、民間団体、企業等と連携・協働するためのネットワーク化を図り、社会教育行政のみならず、広範な領域で行われる人々の生涯学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組み。

※ 生涯学習審議会答申(平成 30 年)より。

神奈川県では

昭和 58 年 (1983 年)	神奈川県生涯学習推進懇話会の設置 ・生涯学習の推進について提言
昭和 60 年 (1985 年)	神奈川県生涯学習推進会議の設置 ・生涯学習の推進にあたって県の取るべき具体的方策について報告
平成 6 年 (1994 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「学習社会神奈川を展望した生涯学習振興の基本の方策について」を答申
平成 9 年 (1997 年)	「かながわ生涯学習推進構想」を策定 ・生涯学習情報システム「P L A N E T かながわ」を運用開始
平成 18 年 (2006 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「生涯学習社会かながわの方向性」について報告
平成 19 年 (2007 年)	「かながわ教育ビジョン」を策定
平成 20 年 (2008 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「これからの中高齢化社会に向けた学習社会支援について考える」を報告
平成 22 年 (2010 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「求められる家庭教育支援のあり方について考える」を報告
平成 24 年 (2012 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「図書館や博物館などの生涯学習拠点としての可能性について考える」を報告
平成 26 年 (2014 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「『体験活動を重視した放課後の子どもの居場所づくり』のための、社会教育施設等地域の教育資源の活用について」を答申
平成 27 年 (2015 年)	「かながわ教育ビジョン」の一部改訂
平成 28 年 (2016 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「生涯学習の成果の活用に向けた取組について」を答申
平成 30 年 (2018 年)	神奈川県生涯学習審議会 ・「地域と学校の連携・協働の推進について」を答申

秦野市では

昭和 63 年 (1988 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「秦野市における生涯学習の中の成人教育について」を提言
平成元年 (1989 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「生涯学習の拠点としての公民館について」を提言
平成 3 年 (1991 年)	秦野市社会教育委員会議小委員会 ・「生涯学習構想の具体化について」を提言
平成 4 年 (1992 年)	市民 1,000 人を対象に、生涯学習に関する市民意識調査を実施
平成 6 年 (1994 年)	秦野市生涯学習推進庁内連絡会議及び秦野市生涯学習推進市民会議を設置
平成 9 年 (1997 年)	「秦野市生涯学習推進計画」を策定
平成 22 年 (2010 年)	秦野市社会教育委員会議 ・「秦野市の公民館が今後果たすべき役割及び組織・運営体制について」を提言 秦野市生涯学習推進計画策定市民会議を設置 ・秦野市生涯学習推進計画を策定するに当たり設置
平成 23 年 (2011 年)	「第 2 次秦野市生涯学習推進計画」を策定 秦野市生涯学習推進市民会議を設置 ・生涯学習施策を推進するに当たり、広く市民の意見を反映させ、市民とともに本市における生涯学習活動を進めるため設置
平成 26 年 (2014 年)	秦野市社会教育委員会議に、専門部会(秦野市生涯学習推進計画専門部会)を設置 ・秦野市生涯学習推進市民会議の所掌事項を引き継ぐ
平成 28 年 (2016 年)	「第 3 次秦野市生涯学習推進計画」を策定
令和元年 (2019 年)	秦野市社会教育委員会議に、専門部会(秦野市生涯学習推進計画専門部会)を設置

2 社会的背景

現代社会において、生涯学習を取り巻く環境は、大きく変化しています。社会の潮流や本市における生涯学習の課題に着目し、基本構想や基本計画に反映させる9項目について考察します。

(1) 人口減少、少子・超高齢化社会の進行

わが国では、令和という新たな時代を迎える、出生数の急減や、間もなく団塊世代が後期高齢者となる75歳を迎えるなど、人口減少、少子超高齢化がさらに進んでいく見込みです。こうした問題が顕在化する地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められるとともに、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが求められています。

(2) 家庭・地域の教育力の低下

近年の都市化の進展などにより、地域におけるコミュニケーションが希薄化し、世代間の交流が減少しています。また、子どもを取り巻く環境において、少子化、家庭環境の多様化の進展とともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。さらに、貧困や虐待、いじめなど、様々な問題が山積しています。

このような状況の中で、子どもを支え、活力ある地域社会を実現するため、情報共有を図るとともに、家庭教育への支援や地域での青少年関係団体の活動支援などを通して、学校、家庭、地域の連携・協働を強化することにより、「生涯学習の基礎づくり」として、家庭や地域での教育力の向上を図る必要があります。

(3) 人生100年時代の到来

世界で長寿化が急激に進み、先進国では2007年生まれの2人に1人が100歳を超えて生きる「人生100年時代」の到来が予測され、これまでとは違う人生設計の必要性が示されています。

100年という長い期間をより充実したものにするためには、あらゆる世代の生涯にわたる学習が重要です。高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっています。

(4) ライフスタイルの多様化

人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方が多様化し、人々のニーズに影響を及ぼしています。また、新型コロナウィルス感染症の影響で、働き方に様々な選択肢が生まれ、心の豊かさを重視する傾向がより顕著に表れ、時間の使い方もより様々な特色が生まれつつあります。このような「新しい生活様式」が取り入れられる現代においても多様な学習機会を提供し、自由に学び続けることができる仕組みづくりが必要となります。

(5) 環境問題の進展

経済発展や技術開発に伴い、私たちの生活が豊かになった反面、地球温暖化などによる気候変動や廃棄物の大量発生、生態系の破壊や森林・里山の荒廃といった地球規模での課題がある中、こうした環境問題への積極的な対応が求められています。大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済構造を根本的に変えて3R(リデュース、リユース、リサイクル)^{*}の取組みにより、自然との共生を図りながら、持続可能な循環型社会を構築していくことが求められています。市民一人ひとりが環境への負荷を低減する暮らしを実践し、環境に優しいまちづくりを推進する必要があります。

(6) 高度情報化の進展

スマートフォンやタブレット端末の普及など、インターネットを利用する機会がより一般的になってきています。IoT^{*}やビッグデータ^{*}、AI^{*}、Society5.0^{*}といった新しい技術や概念が登場し、教育現場においても、GIGAスクール構想^{*}をはじめ、ICT環境の充実に向けた整備がなされています。

このような技術革新によって、地理的制約や時間的制約が少なくなる反面、情報格差（デジタル・ディバイド）^{*}が大きくなっていく危険性があります。高度情報化社会における倫理観・道徳観をはじめ、一人ひとりの共感力、創造力、理解力、対応力などの醸成が必要となります。さらに情報格差が大きくならないようにするための学習環境の整備が求められています。



3 R ・・・ リデュース(Reduce:廃棄物の発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再資源化)。

〔リデュース、リユース、リサイクル〕 3R(スリーアール)は、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組みの頭文字をとったもの。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められている。

IoT ・・・ 「Internet of Things」の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳されています。現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術。

ビッグデータ ・・・ 一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合を表す用語である。組織が非常に大きなデータセットを作成、操作、及び管理できるようにする全てのものと、これらが格納されている機能を指す。

AI（人工知能） ・・・ 「Artificial Intelligence」の略。計算の概念とコンピュータを用いて知能を研究する計算機科学（コンピュータサイエンス）の一分野。言語の理解や推論、問題解決など、これまで人間にしか不可能だった知的行為を機械に代行させるためのアルゴリズムを指す。

Society5.0 ・・・ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

GIGAスクール構想 ・・・ GIGA=「Global and Innovation Gateway for All」の略。2019年12月に文部科学省が打ち出した施策。学校における「1人1台端末」と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を目指すもの。

情報格差 ・・・ 「digital divide」。インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者とできない者との間に生じる格差。（デジタル・ディバイド）

(7) グローバル化の進展

社会問題が国の枠を超えて世界中に広まり、私たちの生活が国際社会の影響を受けるようになってきています。これに対応していくため、グローバル化※の視点を持ち、多文化共生への理解、国際理解のための交流活動実践など市民の関心を高めていく必要があります。

(8) 暮らしの安全・安心への対応

近年、犯罪が巧妙化・凶悪化し、子どもが巻き込まれる犯罪や、高齢者を狙った振り込め詐欺、情報化の進展による新たな犯罪の発生など、防犯面での不安が増大しています。また、東日本大震災の発生以降、西日本豪雨や令和元年の台風19号などの異常気象に伴う記録的な風水害の発生により、改めて、災害への備えや対策の必要性などについての関心が高まっています。さらに、新型コロナウィルス感染症が世界的に大流行し、安全・安心な暮らしへのニーズは一層高まっており、市民が身を守るために知識や技能を学習する機会を提供していく必要があります。

(9) 持続可能な開発目標・SDGs の採択

「SDGs」（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

特に生涯学習分野では、目標4「すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」が関連し、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世代など、多様な世代・立場の方々に学習機会を提供することが求められます。



用語解説

グローバル化・・・社会的あるいは経済的な関わり合いが、国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。

市民の生涯学習は、自己内完結型・受動型の学習から、仲間づくり型・自立型の活動へと広がりを見せ、激変する社会情勢の中、誰もがより良く生きていけするために、知り、学び、学習成果を地域社会へ還元することが求められています。その要求に応え、生活の基盤である秦野市とともに育むため、ここに基本理念と基本施策を示し、個人としての幸せと社会に貢献することに生きがいを感じられるような施策の展開を図ります。

生涯学習推進計画基本構想関連図

《秦野市総合計画》

〈都市像〉

水とみどりに育まれ
誰もが輝く暮らしそうい都市

〈基本目標〉

生涯にわたり豊かな心と健やかな体を
育むまちづくりを目指します。

《秦野市教育振興基本計画》

秦野市教育委員会教育目標

「知の循環型社会」の構築の推進

〈基本方針〉

市民の誰もが生涯にわたり学び続ける
ことができる環境を整え、豊かな人生
を送ることができるよう努めます。

地域の歴史資源の保存・活用を通じ
後世への継承に努めます。

《秦野市生涯学習推進計画》

〈基本理念〉

市民の誰もが生涯にわたり学び、
その成果を地域の中で生かすことができる
社会を目指して

〈基本施策〉

- ① 魅力ある地域学習の推進[重点施策]
- ② 多様な学習機会の提供
- ③ 現代的課題に関する学習機会の提供
- ④ ライフステージに応じた学習機会の提供
- ⑤ 学習環境づくりの推進
- ⑥ 推進体制の整備

⋮

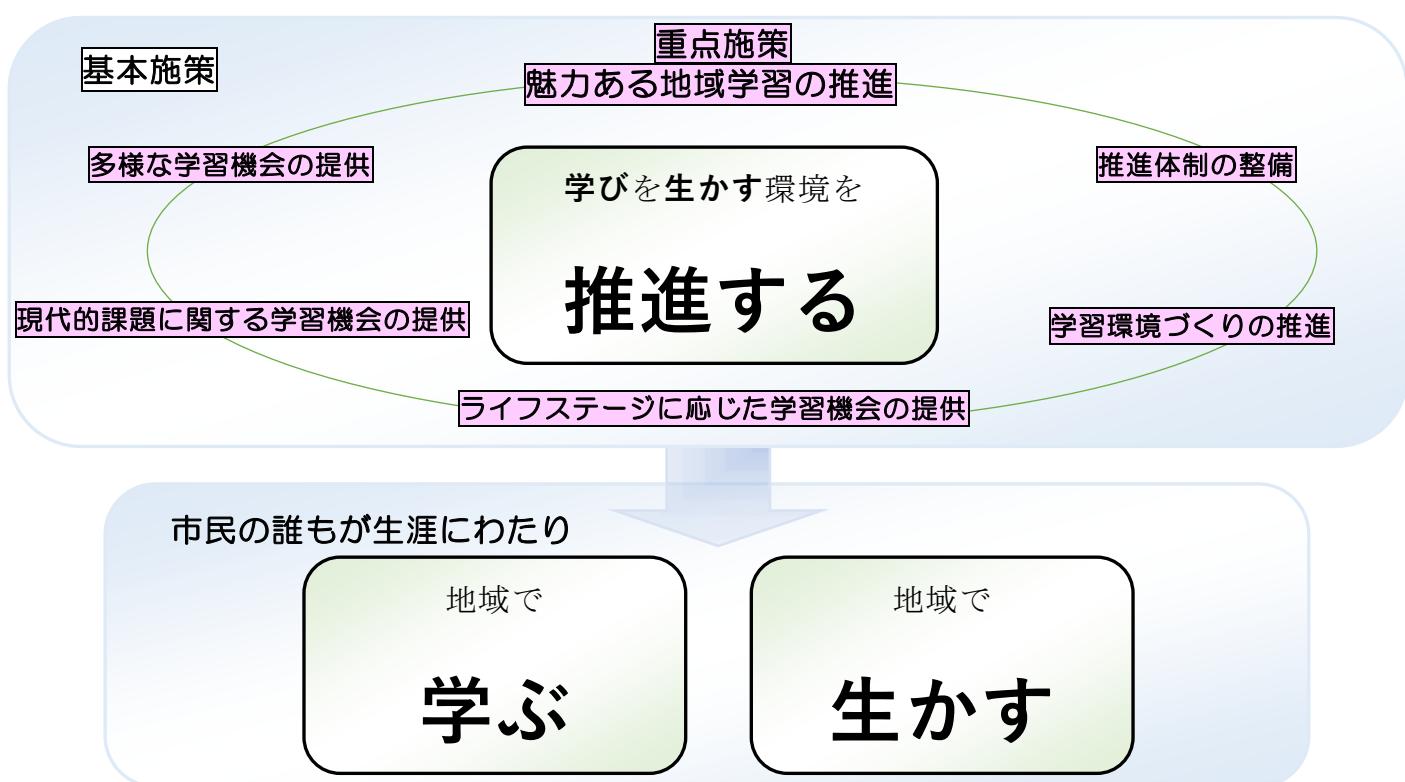
「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」の視点

1 基本理念

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」の視点と、本計画の基本施策から、次のとおり基本理念を定めます。

基本理念

市民の誰もが生涯にわたり学び、
その成果を地域の中で生かすことができる社会を目指して



<視点>

いつでも 「時」	生涯にわたり、いつでも、いつからでも、必要とする時に
どこでも 「場」	学校、家庭、地域社会など、あらゆる場で
だれでも 「人」	あらゆる条件の有無を問わず、市民一人ひとりが、だれとでも
なんでも 「事」	自由に自らの目的に沿って、多様に

2 施策の方針

本計画の基本理念の実現を図るため、社会の潮流や市民ニーズ、本市における生涯学習の課題などを踏まえ、第4章の基本計画では次の6つの基本施策と施策の柱により、主な取組みの展開を図ります。

(1) 魅力ある地域学習の推進[重点施策]

市民が学習を通じて、郷土について理解し、誇りと愛着を持ち、身に付けた成果を地域で生かすとともに、人材の育成や活用を図ります。また、公民館が地域コミュニティの拠点としての役割を果たし、学校、家庭、地域と連携して、地域課題の解決や住み良い豊かな地域づくりに役立てるこことを目指します。

(2) 多様な学習機会の提供

市民の豊かな感性や創造性を育むために、文化芸術に親しむ学習機会をはじめ、市民が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や健康づくりに関する学習機会を提供します。また、生涯学習の情報拠点としての図書館活動の充実や、文化財の保護活用を通して、講座やサービスの提供を図ります。

(3) 現代的課題に関する学習機会の提供

地球温暖化による気候変動や担い手の減少・鳥獣被害の増加等による森林・里山の荒廃といった地球環境問題が深刻化する中、市民一人ひとりが自らの問題として受け止め、学び、考え、判断し、行動する力を身に付けるための学習機会を提供します。

また、全ての人々がお互いの人権を尊重し、ともに支え合い、幸せに暮らすことができるよう、人権啓発活動の推進、男女共同参画社会の形成、障害の有無や加齢による差別や偏見のない平等な地域社会を目指す活動に取り組んでいきます。

(4) ライフステージに応じた学習機会の提供

市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため、人生を乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期に区分し、それぞれのライフステージに応じた方法により、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう学習機会を提供します。

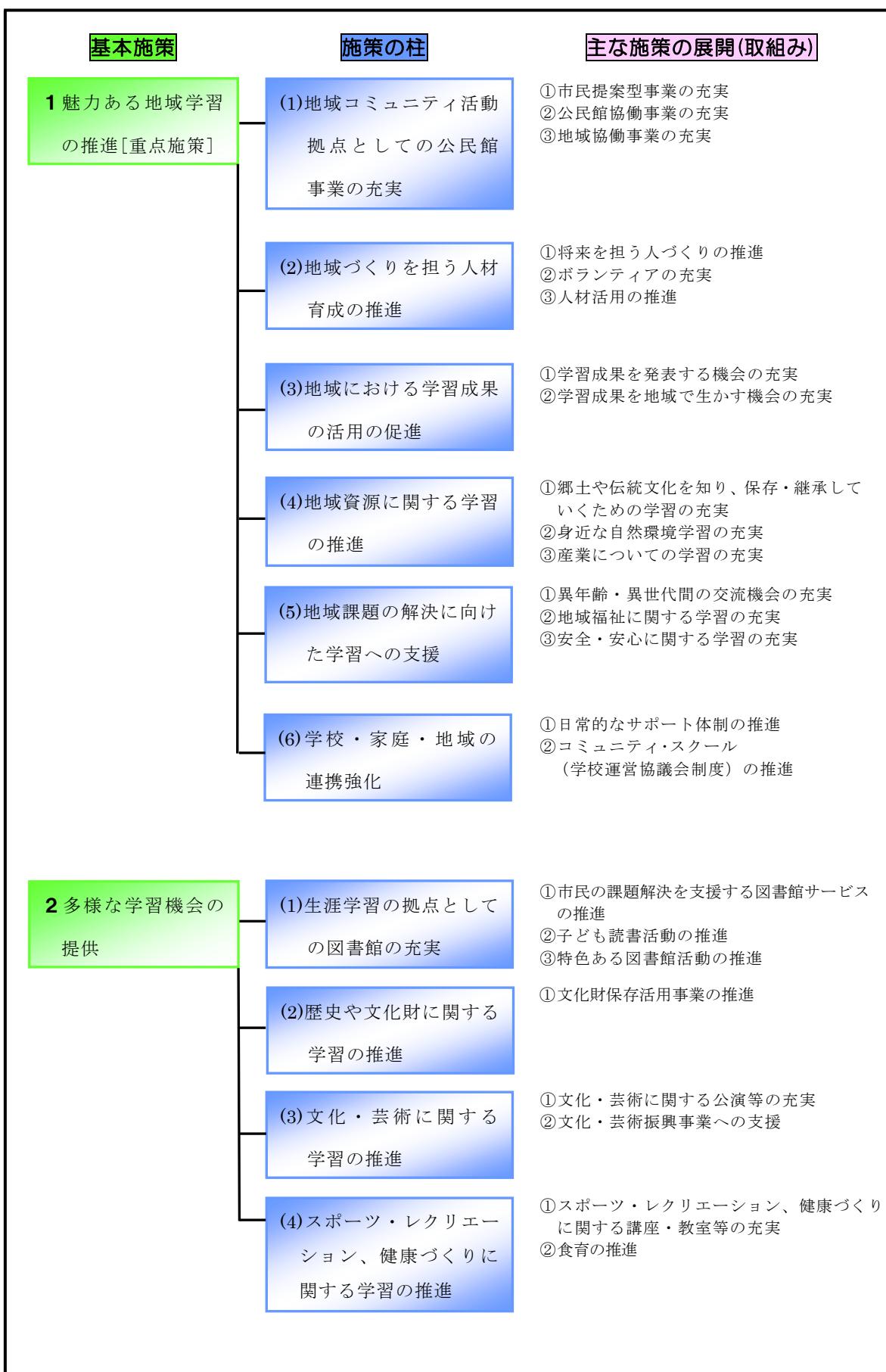
(5) 学習環境づくりの推進

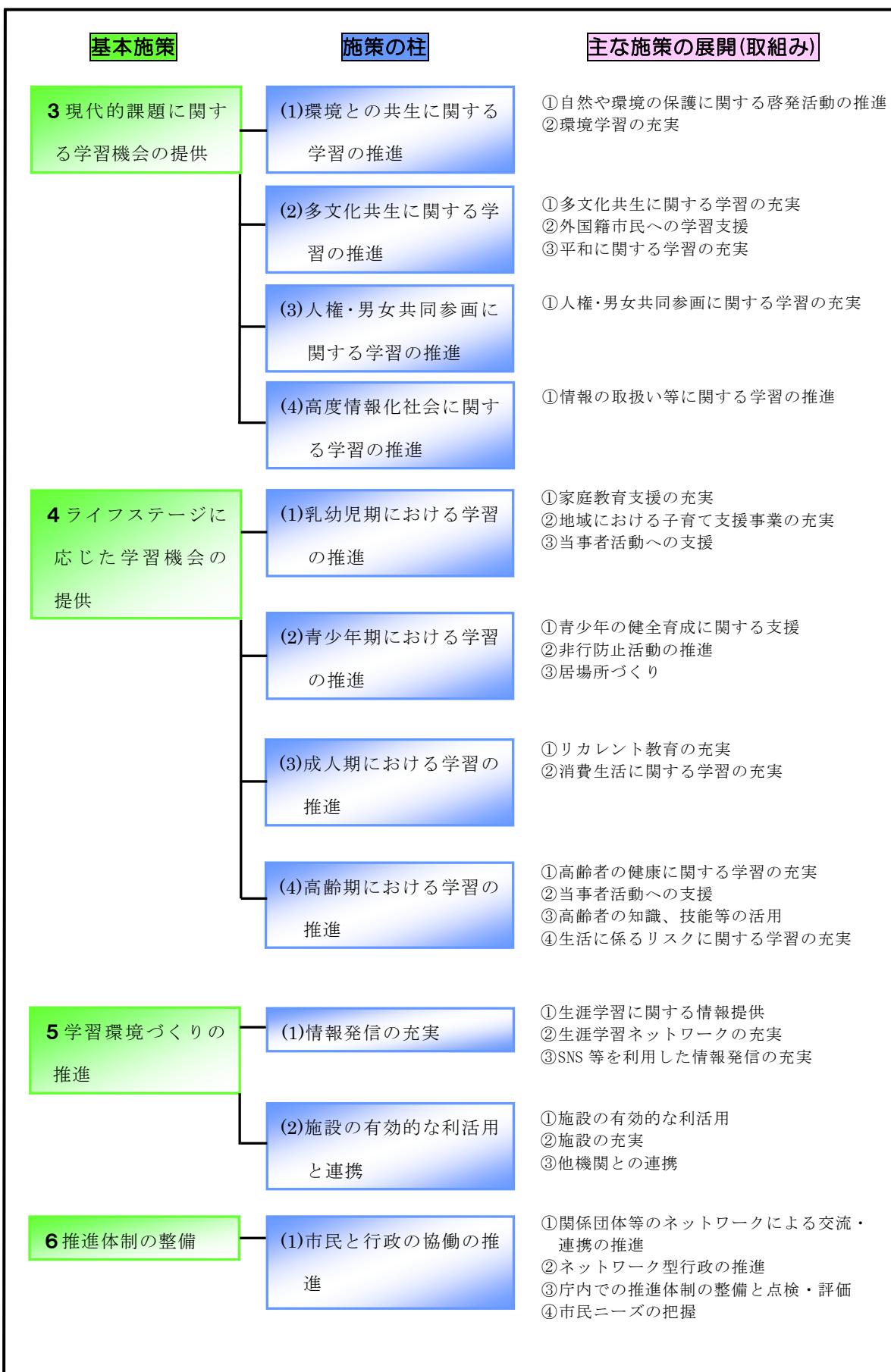
市民の学習機会を支援し、学習の成果を発表する場を整備するため、施設の有効的な利活用や利用環境の向上を図るとともに、市民への生涯学習に関する情報発信の充実を図ります。

(6) 推進体制の整備

生涯学習をより推進していくために、府内の連携体制を強化します。また、アンケート調査等で得られる市民のニーズを把握して施策を展開し、市民の学習活動と活用機会の充実を図ります。

3 施策の体系





「市民の誰もが生涯にわたり学び、その成果を地域の中で生かすことができる社会を目指して」という「基本理念」を実現するため、基本計画では、基本施策と施策の柱に主眼をおき、魅力ある地域学習の推進[重点施策]、多様な学習機会・現代課題に関する学習機会・ライフステージに応じた学習機会の提供、学習環境づくりの推進、推進体制の整備に努め、取り組みます。

1 魅力ある地域学習の推進 [重点施策]

秦野の自然、歴史、文化、産業、郷土の偉人など、地域資源を学ぶ機会を充実することにより、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、地域の持続的発展を支えることができるような取り組みを推進します。

また、市民の主体的な学習や地域づくり活動が推進されるよう、地域社会の新たな担い手を育成するとともに、学習成果を地域で生かすことができるよう、学校・家庭・地域との連携に努めます。

現状と課題

- ・生涯学習やコミュニティ活動の拠点である公民館の事業の充実を図ることにより、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、充実した事業を展開しています。今後はさらに各公民館が連携し地域間の交流を活性化させ、地域コミュニティづくりをサポートするとともに、市民一人ひとりが得た学びを地域に還元する機会の拡充、仕組みづくりが必要となります。
- ・人口減少や高齢化をはじめとする多様な問題が顕在化する社会において、住民主体で課題や時代の変化に対応することができる、地域の担い手の育成・確保が求められています。
- ・ふるさと秦野に愛着をもち、子どものうちから郷土の地域資源を継承していく意識を醸成し、秦野の自然を保全していくための学習機会を提供しています。公民館と学校との連携をより強固なものとし、新たな事業の在り方も検討していく必要があります。
- ・地域課題に関する学習を推進するため、福祉、防災、防犯、交通安全など様々な分野で、住民参加のもと、講座や研修会が開催されています。今後は、全ての人がともに助け合い、安心して地域で暮らせる「地域共生社会」の実現に向けて、関係団体との連携を深め、継続的な情報の発信が必要となります。
- ・子どもたちが地域で幅広いつながりを持ち、地域全体で子どもたちを見守り、学びを支援する取組みを行っています。子どもたちの放課後の安全・安心な居場所の確保を図るために、地域の方々の参画を得て、勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動を実施しています。特に、コミュニティ・スクール導入校では、大学生や地元企業のO B、地域住民による学習支援活動の実施や地域の行事と学校行事の一本化など学校運営協議会で

承認された教育活動を進めることで、地域とともににある学校づくりが進んでいます。今後は運営側の人員の確保を進めるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校共同活動の一体的推進が求められています。

取組例

- ・「はだの生涯学習講座」の実施
- ・公民館まつりの実施
- ・広畠ふれあい塾の支援
- ・秦野の郷土史に関する講座、体験学習、展示の充実
- ・秦野の自然環境に関する事業
- ・生活支援コーディネーターの配置、地域ケア会議の推進
- ・防災講義、講演、演習
- ・交通安全教室の実施
- ・放課後児童ホームの運営・支援
- ・報徳仕法啓発事業の充実
- ・秦野市展及び秦野市文化祭の開催
- ・「はだのっ子アワード事業」の実施
- ・ボランティア講座や福祉教室の開催
- ・防犯研修会の実施
- ・コミュニティ・スクールの導入
- ・放課後子ども教室の継続

など

施策の展開

(1) 地域コミュニティ活動拠点としての公民館事業の充実

目標：市民の生涯学習を支援する拠点として、公民館の充実を図ります。

主な取組み

① 市民提案型事業の充実

市民の学習ニーズが、単なる参加型学習から学習の成果を地域や生涯学習の場で発揮することへと広がりを見せており、公民館において、市民やボランティアの企画提案による事業を協働で実施し、学習機会とともに、成果を発揮する機会の充実を図ります。

② 公民館協働事業の充実

各公民館が立地条件や地域の特色を生かした活動を行うとともに、担当地域だけでは取り上げきれない広域的な共通課題へ対応するため、複数の公民館や地域諸団体と連携しながら、効果的な協働事業の充実を図ります。

③ 地域協働事業の充実

地域の生涯学習活動の拠点として、学校、家庭、企業、NPOなどと連携・協働し、市民力を生かした講座や事業の充実を図り、地域コミュニティの形成に役立てます。

(2) 地域づくりを担う人材育成の推進

目標：一人ひとりが地域づくりを担っていきます。

主な取組み

① 将来を担う人づくりの推進

継続的に広く深く系統的に学べる学習機会を創出し、より積極的に地域活動に参画する熱意や、課題解決に向けた新たな学びを促し、本市のまちづくりに必要な担い手の育成を補助します。

② ボランティアの充実

地域活動には、ボランティアによる支援が必要な場面が多くあることから、地域力を向上させるため、地域を担う人材を育成し、情報の共有化を図るとともに、関係分野の幅広い知識や技能を持った人材の育成機会の充実を図ります。

③ 人材活用の推進

市民が持つ専門的な知識や技能を、地域の様々な場面において活用できるように推進します。

(3) 地域における学習成果の活用の促進

目標：学習成果の発表の機会の充実を図り、学習意欲の向上と地域づくりを推進します。

主な取組み

① 学習成果を発表する機会の充実

地域のふれあいの場として開催する公民館まつりや市展、文化祭等により、文化・芸術やスポーツなどの活動や学習の成果を発表・発揮する機会の充実を図ります。

② 学習成果を地域で生かす機会の充実

学習により得た知識や技能、情報等が、ボランティア活動などにより地域に還元され、更なる課題解決のための新たな学びを生み出す機会を作ります。

(4) 地域資源に関する学習の推進

目標：ふるさと秦野を知り、親しみ、守り、受け継ぎます。

主な取組み

①郷土や伝統文化を知り、保存・継承していくための学習の充実

郷土の地域資源を学び親しむことにより、ふるさとを身近に感じ、その一員としての自覚を醸成するよう、学習機会の充実を図ります。特に、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能を継承していく意識を高めるための取組みを推進します。

②身近な自然環境学習の充実

かけがえのない自然の価値を理解し、豊かな自然環境への適切な配慮と行動ができるよう、自然保護意識の啓発に努めます。また、自然とのふれあいを大切にする市民を増やすため、自然体験や森林・里山の保全再生活動など、地域における学習機会の充実を図ります。

③産業についての学習の充実

郷土の諸産業の歴史と現状、現在操業している企業について理解を深めるため、資料の提供や講座の開催など、学習機会の充実を図ります。

(5) 地域課題の解決に向けた学習への支援

目標：地域課題に関する学習機会を充実し、暮らし良いまちを目指します。

主な取組み

①異年齢・異世代間の交流機会の充実

高齢者の生きがいづくりや、子どもたちの健全育成、また、地域の子育て力を高めるため、異年齢や異世代間の交流機会の充実を図ります。

②地域福祉に関する学習の充実

ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから、全ての人がともに助け合い、安心して地域で暮らすことができる「地域共生社会」を目指したまちづくりを進めるための学習機会の充実を図ります。

③安全・安心に関する学習の充実

市民が地域で支え合い、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災、防犯、防

火、交通安全や食の安全に関する学習機会の充実を図ります。

(6) 学 校 ・ 家 庭 ・ 地 域 の 連 携 強 化

目標：地域ぐるみで子育てに取り組み、家庭や地域の教育力を高めます。

主 な 取 組 み

① 日常的なサポート体制の推進

子どもの居場所づくり事業や学校支援ボランティアの拡充などにより、子どもたちが地域の中で健やかに育まれる環境づくりを目指します。

② コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進

コミュニティ・スクールを拡充し、学校、家庭、地域、行政の協働により、子どもと地域がともに育ちあう、地域に開かれた学校づくりを目指します。

2 多様な学習機会の提供

市民が心身ともに健康で心豊かに暮らせるように、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、健康づくりなど多様な学習機会を提供します。

また、市民が生涯にわたって学習できるよう、図書館が生涯学習の情報拠点となって、地域の特色を生かした講座やサービスを提供します。

現状と課題

・社会情勢の変化により、市民のニーズは多様化、高度化が進んでいます。常に必要な知識の範囲が広がり、絶えず情報収集と学習が必要になっている昨今、身近な情報提供機関として、図書館サービスの充実が求められています。具体的には、レファレンスサービス向上のために、利用者が直面する課題や問題を的確に捉え、情報を広範囲にわたって調査し、収集するために関係機関との連携を行うこと、図書館の利用に障害のある方のために配慮した整備を進めることができます。

・読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く生きるために力を身に付ける上で欠かせないものであり、子どもの成長にとって重要なものです。現在、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化している中、成長に伴い子どもの読書への関心が低くなっています。子どもと本をつなぐため、子どもの読書活動を支える人づくりとともに、読書への興味を高める様々な機会の提供が必要となります。

・生涯学習へのニーズが多様化する中、文化財や歴史文化に対する市民の関心が高まりつつあります。貴重な文化財や歴史文化資料、郷土に関わる図書資料を収集・整理・保存するだけでなく、市民に提供できるよう計画的な管理活用を進めます。

・幅広い年代の市民が質の高い文化芸術に触れる機会をつくるため、音楽や芸能など幅広い分野での公演の実施や、芸術作品の鑑賞機会を提供しています。また、市民の自主的で創造的な文化活動をサポートするため、公共性の高い文化事業や地域の特性・特色を捉えた文化活動事業に対し、支援を行っていきます。

・健康志向が高まる中で、身近で気楽に楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動をする市民が増えています。市民の健康づくりを積極的に支援するため、各種の教室や大会を開催し、活動場所の確保、指導者の育成に努めます。また、地域での健康づくり運動、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ・レクリエーションを身近で親しむことができる環境づくりを推進します。

・近年の食を取り巻く社会環境の変化をはじめ、世帯構成や生活状況の変化により、健全な食生活を実践することが困難な場面が増えてきています。

取組例

- ・ブックスタート事業
- ・指定文化財特別公開
- ・文化振興基金活用事業助成制度
- ・チャレンジデー、水無川マラソン、スポーツクライミングはだの丹沢カップ等の開催
- ・夕暮祭短歌大会
- ・文化会館各種自主事業

- ・さわやか体操の普及
 - ・地産地消の推進事業の実施
 - ・秦野市食生活改善推進員養成講座の実施
- など

施策の展開

(1) 生涯学習拠点としての図書館の充実

目標：市民の生涯学習を支援する拠点として、図書館の充実を図ります。

主な取組み

① 市民の課題解決を支援する図書館サービスの推進

生涯学習の情報拠点として、市民の知的好奇心を刺激し、知る楽しみ、学ぶ喜びを支えるだけでなく、課題解決に役立つ資料を幅広く収集し提供します。また、様々な条件により図書館利用に障害のある人たちの読書環境に配慮するなど、図書館機能の整備・充実を図り、サービスを推進します。

② 子ども読書活動の推進

児童書の充実を図るとともに、子どもや親子を対象にした「ブックスタート」、「おはなし会」などのイベントや児童文学講座、学校等団体貸し出しを実施し、子どもの読書活動の推進を図ります。また、青少年のニーズを把握し、成長や自己確立を支援するため、社会との橋渡しの役割を担います。

③ 特色ある図書館活動の推進

前田夕暮の残した文学遺産を活用して「短歌のふるさとづくり事業」を推進し、大会の開催などにより、短歌の普及に努めます。また、秦野に関わる文学講座等の実施により、学習機会を提供します。

(2) 歴史や文化財に関する学習の推進

目標：貴重な文化財や歴史文化資料、郷土に係わる図書資料を収集・整理・保存し、それらを活用した学習機会の充実を図ります。

主な取組み

① 文化財保存活用事業の推進

貴重な文化財が後世に受け継がれるよう、管理者等への支援をするとともに、市民の

文化財に対する意識の高揚を図るため、特別公開、文化財めぐりや講座などの学習機会を提供し、秦野を再発見することができるよう、文化財を保存・活用した取組みを推進します。

(3) 文化・芸術に関する学習の推進

目標：市民が心豊かに暮らすことができ、創造性が高まるように努めます。

主な取組み

① 文化・芸術に関する公演等の充実

市民が文化・芸術に親しみ、個性や創造性を育むことができるよう、市展、文化祭や催し物等の充実を図ります。また、音楽、演劇、地域の伝統古典芸能等、質の高い幅広いジャンルの公演を開催するなど、多くの市民が文化・芸術に触れる機会の提供に努めます。

② 文化・芸術振興事業への支援

市民の自主的な文化・芸術活動の中で、教育、学術、文化・芸術の振興と向上発展に寄与し、公共性の高いものについて文化振興基金を活用した助成や名義後援、共催、幅広い情報提供による支援を行います。

(4) スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する学習の推進

目標：市民が心身ともに健康な生活を送ることができるよう努めます。

主な取組み

① スポーツ・レクリエーション、健康づくりに関する講座・教室等の充実

市民一人ひとりが自分自身や家族の健康状態を把握し、心身ともに健康に暮らせるよう、健康維持・増進や体力の向上を目指し、スポーツや健康づくりに関する講座・教室やスポーツ・レクリエーション大会などの充実を図ります。

② 食育の推進

市民一人ひとりが「食」に関心を持ち、生涯にわたり健全な食生活を実践し、心と体の健康を育むことができるよう、セミナーや講演会による啓発など、食育の推進に努めます。

3 現代的課題に関する学習機会の提供

生涯学習における現代的課題とは、社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題と定義されています（平成4年生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」より）。

現代社会が複雑・多様化する中で、市民の生活に影響が大きい問題に対しては市民一人ひとりが自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動することが重要となります。

現状と課題

- ・地球温暖化や自然環境の破壊、資源エネルギー問題など、地球規模での様々な課題がある中、持続可能な社会を構築するため、市民一人ひとりが環境問題について積極的に学び、保全活動に取り組む必要があります。また、学校における環境学習を支援するため、行政・企業・環境団体が有するプログラムを実施していますが、引き続き取組みの周知・啓発を図り、市民一人ひとりの環境保全活動に対する意識付けが必要です。
- ・外国籍市民とともに暮らしやすい地域づくりを推進するため、市民レベルでの相互理解の促進を図るとともに、市民のより一層の国際感覚を醸成するため、関係団体と協働で各種事業を展開しています。また、外国籍市民に日本語教育を受ける機会を確保することや、海外にルーツを持つ子どもの家庭における母国語への配慮などの取組みの充実が求められています。今後とも関係団体との連携により、更なる支援体制の強化を目指す必要があります。
- ・昭和61年3月に制定した「秦野市平和都市宣言」及び平成20年6月に制定した「秦野市平和の日（毎年8月15日）」の趣旨を広め、市民の平和意識を高めるため、各種平和推進事業を実施しています。市民の平和意識向上のため、各事業への参加者の増加につながる周知方法について、引き続き検討を進めます。
- ・平成18年に策定した「秦野市人権施策推進指針」に基づき、学校や地域及び職場において、市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちが生まれるよう、各種講演会の開催や啓発活動の事業を展開しています。また、男女共同参画社会の実現を目指し、結婚、出産、育児等で仕事を中断した女性や育児休暇中の女性等、女性の再就職や起業を支援するための講座も開催しています。引き続き、参加者に人権尊重思想の普及や高揚を図り、子ども、女性、高齢者、障がい者その他全ての、一人ひとりの人権が尊重され、みなが生きやすい社会の実現を目指します。
- ・スマートフォンやタブレット端末の普及により、インターネットを利用する機会が多くなり、生活環境における利便性が向上した反面、インターネットを利用した個人情報や金融データの盗難等、サイバー犯罪が増加しています。高度情報化社会の中での倫理観、道徳観を身に付け、適切に対応できる力が必要となります。

取組例

- ・河川・水路浄化対策事業の実施
- ・里地里山自然環境活用学習の推進
- ・日本語教室の開催
- ・平和推進事業の実施
- ・パソコン教室の開催
- ・エコスクールの実施
- ・国際交流事業の実施
- ・日本語指導協力者の派遣
- ・人権・男女共同参画に関する講演会の実施
- ・消費生活に関する講座の実施

など

施策の展開

(1) 環境との共生に関する学習の推進

目標：自然や環境の保全意識の高揚を図ります。

主な取組み

① 自然や環境の保護に関する啓発活動の推進

自然観察会や保護活動への参加により、自然を学び、自然環境保護の普及と自然保護意識の向上を図ります。

② 環境学習の充実

環境教育を通じて、一人ひとりが二酸化炭素削減につながる取組み等、率先して環境に配慮した行動がとれるように、学校と連携した環境教育を推進します。

(2) 多文化共生に関する学習の推進

目標：多文化についての理解を高めます。

主な取組み

① 多文化共生に関する学習の充実

外国籍市民とともに暮らしやすい地域づくりが求められていることから、言葉や習慣の違いなどを越えて、相互の理解を深め、国際感覚を醸成する環境を整えていくための学習機会を提供します。また姉妹都市等との交流や、ボランティアの支援、関係団体との協働など、事業の充実を図ります。

② 外国籍市民への学習支援

外国籍市民に対する日本語習得を始めとした学習機会の提供など、外国籍市民が安心して暮らすことができるよう支援します。

③ 平和に関する学習の充実

平和を愛する心を育み、命の大切さについての意識を高めるための啓発に努めます。

(3) 人権・男女共同参画に関する学習の推進

目標：多様な個人が尊重されるよう、市民の人権意識を高めます。

主な取組み

① 人権・男女共同参画に関する学習の充実

市民一人ひとりが相手を思いやる気持ちを持つ、差別や偏見のない明るく住みよい社会や、全ての人がお互いを尊重し助け合いながら、性別に関わらず自らの意思であらゆる分野の活動に参画できる社会を実現するための学習機会の充実を図ります。

(4) 高度情報化社会に関する学習の推進

目標：高度情報化社会に即した知識の提供に努めます。

主な取組み

① 情報の取扱い等に関する学習の推進

インターネットなどによる情報収集が私たちの生活に大きな利便性をもたらしている反面、サイバー犯罪の増加、情報格差の拡大などが社会問題となっています。このような危険や問題に対し、適切な判断と対処ができるよう、情報リテラシーの醸成に努めます。

4 ライフステージに応じた学習機会の提供

人々の成長過程における生涯学習との関わりは、家庭生活から学校生活、さらに社会生活と続く中で、様々な人とのふれあいや交流が重要な要素となり、人格形成に大きな影響を与えます。

市民一人ひとりが生きがいのある充実した人生を送るため、自分に適した方法により、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、ライフステージを乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期の4つに分け、それぞれの観点から学習機会を補います。

現状と課題

・近年、家庭環境、人々の価値観やライフスタイルの多様化等の社会情勢の急速な変化に伴い、家庭教育を支える環境が変化しており、子どもの成長段階に応じた家庭教育の学習機会の提供が求められています。また、地域のつながりが希薄化し、親子の育ちを支える人間関係が弱まる中、子育てについての悩みや不安を抱える家庭が多くなっており、地域社会で子育てを支えることの重要性が認識されています。このように地域社会から孤立しがちな家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められています。

講演等の実施に関しては、参加人数が減少傾向にあるため、周知方法や、参加しやすい条件を検討し、関係団体とのより強固な連携が必要となっています。

・青少年期は、社会のルールやマナー、人間関係などを学び、豊かな人間性や自制心、自立心を育む大切な時期です。近年は子どもの減少とともに子ども会の加入率が減少し、子どもの地域活動について見直しが必要となっています。

また、インターネットの普及による高度情報化が進み、長時間利用による生活リズムの乱れやSNS等を利用した犯罪が深刻な問題となっています。地域、関係機関等と連携し、啓発活動の推進が必要となります。

・人生100年時代、超スマート社会を迎えるにあたって、生涯学習の重要性は一層高まっています。また、新型コロナウィルス感染症の影響で在宅ワークなど働き方の多様化が生じており、このような社会の変化の激しい時代に適応するため、新たな知識、スキルの習得の必要性の観点からも社会人の学び直し（リカレント教育）の推進が一層求められています。

・人生100年時代において、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術が必要となるため、それらを習得、活用する機会が必要となります。

また、高齢者を狙った犯罪や高齢者の交通事故の増加が社会背景としてあるため、高齢者に影響を及ぼす問題に対応し、被害や加害等を未然に防ぐため、講座や教室などの学習機会を提供し、リスク意識の向上を図ります。

取組例

・家庭教育に関する講演会等の充実

・ブックスタート事業の推進

- ・地域子育て支援拠点事業の推進
- ・青少年健全育成に関する講座等の実施
- ・放課後児童ホームの設置
- ・消費生活に関する講座の実施
- ・老人クラブの支援
- ・防犯研修会、交通安全教室の実施
- ・コミュニティ保育事業
- ・放課後子ども教室の継続
- ・労働講座、就職支援カウンセリングの実施
- ・介護予防教室・出前講座の実施
- ・広畠ふれあい塾の支援

など

施策の展開

(1) 乳幼児期における学習の推進

目標：子どものすこやかな成長を助け、自己の確立や社会性を身に付けるための支援をします。

主な取組み

① 家庭教育支援の充実

家族がふれあうことで絆を深め、子どもが心豊かに学び「生きる力」を育む環境をつくるため、保護者を対象とした子育てに関する学習機会の充実を図ります。また、子育てを担うことへの意識の醸成を促進します。

② 地域における子育て支援事業の充実

地域における子育てや育児に対する不安を解消し、児童虐待の防止を図るなど、様々なニーズに応えるため、地域子育て支援拠点による、身近な場所で気軽に相談できる体制の整備など、子育てサービスの充実を図ります。

③ 当事者活動への支援

地域の子育て支援グループに対して、専門的な助言を通じた支援を行います。また、グループ参加や仲間づくりの啓発や情報提供によって、育児不安の解消や、保護者の孤立の防止に努めます。

(2) 青少年期における学習の推進

目標：健全育成を図り、子どもの居場所づくりに努めます。

主な取組み

① 青少年の健全育成に関する支援

学校、家庭、地域等が協力・連携し、全ての青少年が周囲の人々から愛情と思いやりと責任を持って見守られ、健やかに成長できるよう、子ども会等の青少年育成団体の活動などへの、保護者・地域住民の積極的な参加意識を高めます。また、ジュニアリーダーの養成など、青少年の諸活動に対する支援を充実します。

② 非行防止活動の推進

危険ドラッグやインターネット上の有害情報など、青少年を取り巻く有害な社会環境の実態を把握し、その被害から守り、非行防止意識の高揚を図るための講演会や街頭指導などの各種啓発活動に取り組みます。

③ 居場所づくり

不登校や、放課後等に保護者が就労等により家庭にいないなど、様々な状況にある子どもたちのため、フリースクール※などの民間組織との連携や、放課後子ども教室など、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを通して、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるように、子どもたちの居場所づくりに努めます。



用語解説

フリースクール・・・一般的に不登校児童生徒等に対しての学習指導、教育相談、体験活動等を行っている民間の施設。

(3) 成人期における学習の推進

目標：勤労世代の学習活動を支援します。

主な取組み

① リカレント教育の充実

社会に出た人が、自己実現や職業能力の向上などに必要な知識、技能、教養を身に付けるための学習機会を提供します。

② 消費生活に関する学習の充実

多様化・巧妙化する消費者問題に的確に対応し、安心できる生活を送るため、消費生活に関する知識などが習得できる学習機会を提供します。

(4) 高齢期における学習の推進

目標：高齢者の生きがいづくりと、社会参加を奨励します。

主な取組み

① 高齢者の健康に関する学習の充実

高齢者が健康で生き生きとした人生を送るために、健康、介護や認知症予防等に関する講座などの学習機会の充実を図ります。

② 当事者活動への支援

高齢者が自分の知識や技能を生かして、それぞれの地域で積極的に活動できるよう、老人クラブ(長寿会)や地域介護予防活動団体等への参加の促進と活動支援を図ります。

③ 高齢者の知識、技能等の活用

高齢者の豊富な知識や技能等を社会の貴重な財産として、地域に生かすことができる場を提供します

④ 生活に係るリスクに関する学習の充実

振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪や、自動車運転による事故など、高齢者の生活に関して多大な影響を及ぼす問題に対応し、被害や加害等を未然に防ぐため、暮らしに関わる様々なテーマを取り上げる講座や教室などの学習機会を提供し、リスク意識の向上を図ります。

5 学習環境づくりの推進

多様な生涯学習活動を総合的・体系的に推進するため、社会教育施設の利用環境の向上とともに、あらゆる世代の市民の主体的な参加のためのきっかけづくりとして、情報発信の充実を図っていきます。

また、「持続可能な開発目標」SDGs の採択を受け、全ての人々への質の高い学習機会が提供できるよう、環境整備に取り組みます。

現状と課題

・現在、本市の生涯学習情報は広報紙やチラシ、ホームページを中心に提供しています。しかし、近年の高度情報化、ライフスタイルの多様化に伴い、情報を得る手段もインターネットやSNSを通じた手法が増加しています。生涯学習に関する情報がいつでも、どこでも手に入るよう、情報発信方法を検討していく必要があります。

・多様化する生涯学習のニーズに応えるため、大学や近隣市町村との連携強化を図ることで、より質の高い事業展開を提供します。

また、生涯学習施設を含めた公共施設、外部施設との連携を深め、学習の場として活用することで、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、だれでも学習できる機会の拡充を図ります。

・既存施設の適切な改修による長寿命化を図り、利用環境を整えることにより、多くの団体が利用するとともに、幅広い講座を取り入れることによって、利用者の増加を図っていきます。

取組例

- ・神奈川生涯学習情報システム「プラネットかながわ」の活用
- ・電子申請の導入
- ・秦野市生涯学習指導者登録の活用
- ・楽しい講座案内の発行
- ・広域連携中学生交流洋上体験研修事業など

施策の展開

(1) 情報発信の充実

目標：多くの市民が必要な情報を得られるように努めます。

主な取組み

① 生涯学習に関する情報提供

生涯学習に関する様々な講座や催し物のお知らせのほか、成果を発表・発揮する場など、生涯学習に関する情報提供に努めます。そのため、広報紙やホームページの充実を図るなど、多くの人が興味を持てるよう、効果的な手段を検討します。

② 生涯学習ネットワークの充実

神奈川生涯学習情報システム「プラネットかながわ」や、指導者人材バンク「まなびねっと・はだの」等と連携した、ネットワークの整備に努めます。

③ SNS 等を利用した情報発信の充実

いつでもどこでも生涯学習に関する情報を得ることができるよう、SNS 等を用いた情報発信を図ります。また、講座等の申し込みに関しても時間の制約なく受付が可能な電子申請の普及も進めています。

(2) 施設の有効的な利活用と連携

目標：市民の多様な学習ニーズに応えます。

主な取組み

① 施設の有効的な利活用

多様化する市民の学習ニーズに対応し、利便性の向上を図るため、生涯学習施設に限定せず、学校体育施設などを含む既存の公共施設に加え、民間施設、商業施設などの有効的、効率的な利活用に努めます。

② 施設の充実

市民にとって安全・安心で良好な学習環境を提供し、施設の安全性の確保、機能維持、長寿命化及び利用者の快適性の向上に努めます。

③ 他機関との連携

市民の学習活動が効果的に行われるよう、民間事業者、大学、近隣市町村等との連携強化に努めます。

6 推進体制の整備

生涯学習を取り巻く環境は、急速な社会情勢の変化に伴って市民ニーズが多様化し、取り組むべき課題も複雑化しています。多様化・複雑化する生涯学習活動を展開するには、市民と行政が連携・協働し、推進していく必要があります。

この連携・協働体制を強固なものにするため、教育行政評価への対応や市民ニーズを的確に把握して、円滑な展開が図れるよう組織的な推進体制を整備していきます。

現状と課題

- ・生涯学習をより推進していくためには、社会教育担当部局だけでなく、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体、NPO、自治会といった多様な主体との連携を強化していく必要があります。
- ・本計画を適切に運用していくため、各施策の主管課や関係各課等において、各施策が着実かつ効率的に取り組まれているかを、進行管理・点検・評価していく必要があります。
- ・多様化する生涯学習を取り巻く環境やニーズを的確に把握するため、アンケート調査による情報収集を行います。

取組例

- ・生涯学習推進計画の進行管理
- ・アンケート調査の実施
- など

施策の展開

(1) 市民と行政の協働の推進

目標：生涯学習を推進していくための体制の強化に努めます。

主な取組み

① 関係団体等のネットワークによる交流・連携の推進

社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体、NPO、自治会などの地縁団体などとの積極的な交流と連携のもとで、各種生涯学習事業等を推進していきます。同時に情報提供・共有、相談の充実を図ります。

② ネットワーク型行政の推進

市民と協働し、地域の総合的な課題に対応できるよう、市長部局や学校、民間団体、企業等と連携し、広範な領域で行われる人々の生涯学習活動に対して、様々な立場から総合的に支援していく仕組みを構築し、推進していきます。

③ 庁内での推進体制の整備と点検・評価

市民の生涯学習を継続的、発展的に進めるためには、組織的な推進体制が求められます。各施策の主管課や関係各課等において、各施策が着実かつ効率的に取り組まれているかを、進行管理・点検・評価を実施し、必要な対応を図っていきます。

④ 市民ニーズの把握

多様化する市民ニーズが施策に反映できるように、アンケート調査等により情報収集及び把握に努めます。

【参考】施策と関係するSDGsの目標

秦野市生涯学習推進計画

【令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度）】

令和 3 年 3 月発行

発 行 秦野市・秦野市教育委員会
編 集 秦野市文化スポーツ部生涯学習課
〒257-8501
神奈川県秦野市桜町一丁目 3 番 2 号
T E L 0463 (84) 2792
F A X 0463 (86) 6563
E m a i l s-gakusyu@city.hadano.kanagawa.jp